

# 福岡県公報

平成二十一年四月二十四日  
第二千九百五十九号  
増刊 ①

## 目次

### 規則

福岡県行政組織規則の一部を改正する規則 (人事課) ..... 一  
福岡県職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則 (人事課) ..... 三

福岡県事務委任規則の一部を改正する規則 (人事課) ..... 四  
訓 令 (第八号・第九号) (人事課) ..... 四

福岡県事務決裁規程の一部を改正する訓令 (人事課) ..... 四  
福岡県土地利用調整会議運営規程の一部を改正する訓令 (福岡県教育委員会訓令第二号) (総合政策課) ..... 五

### 規則

福岡県行政組織規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成二十一年四月二十四日

福岡県知事 麻生 渡

福岡県規則第二十六号

福岡県行政組織規則の一部を改正する規則

福岡県行政組織規則(昭和三十四年福岡県規則第六十六号)の一部を次のように改正する。

目次中「労働福祉事務所」を「労働者支援事務所」に、「商工事務所」を「中小企業振興事務所」に改める。

第三十一条の七の八第一号二中「労働福祉事務所」を「労働者支援事務所」に改める。

第三十二条第一項第七号中「商工事務所」を「中小企業振興事務所」に改める。  
第六十条第二号中りを又とし、チをリとし、トの次に次のように加える。  
チ 長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成二十年法律第八十七号)の施行に関する事。  
第九十九条第一項の表を次のように改める。

| 名称              | 内部組織   | 位置                   | 管轄区域  |
|-----------------|--|----------------------|---|
| 福岡県福岡児<br>童相談所  | 相談第一課<br>企画指導係<br>相談係<br>相談第二課<br>判定課<br>保護課 | 春日市原町三丁目一番地七         | 筑紫野市 春日市 大野城市 太宰府市 前原市 筑紫郡 糟屋郡(新宮町を除く) 糸島郡    |
| 福岡県久留米<br>児童相談所 | 相談第一課<br>相談第一係<br>相談第二係<br>相談第二課<br>保護課      | 久留米市津福本町字金丸二<br>八一番地 | 久留米市 八女市 筑後市 大川市 小都市 うきは市 朝倉市 朝倉郡 三井郡 三潁郡 八女郡 |
| 福岡県田川児<br>童相談所  | 相談第一課<br>相談第二課<br>保護課                        | 田川市大字弓削田一八八番<br>地    | 直方市 飯塚市 田川市 嘉麻市 鞍手郡小竹町 嘉穂郡 田川郡                |
| 福岡県大牟田<br>児童相談所 | 相談第一課  | 大牟田市西浜田町四番地の<br>一    | 大牟田市 柳川市 みやま市                                 |
| 福岡県宗像児<br>童相談所  | 相談第一課<br>相談第二課                               | 宗像市田熊五丁目五番一号         | 中間市 宗像市 古賀市 福津市 宮若市 糟屋郡新宮町 遠賀郡 鞍手郡鞍手町         |
| 福岡県京築児<br>童相談所  |  | 豊前市大字八屋二〇〇七番<br>地の一  | 行橋市 豊前市 京都郡 築上郡                               |

第九十九条第二項及び第三項を削る。

第百条中「福岡県中央児童相談所」を「福岡県福岡児童相談所」に改め、「副所長を」の下に「福岡県京築児童相談所に次長を、福岡県京築児童相談所を除く」を加え、

同所の支所に支所長を削る。

第百一条を次のように改める。

(所掌事務)

第百一条 福岡県京築児童相談所の所掌事務は、次のとおりとする。

- 一 児童福祉法の施行に関する事務のうち、他の出先機関に属しないこと。
- 二 特別児童扶養手当等の支給に関する法律の施行に関する事務のうち、知的障害の状態で判定に関する事。

三 児童虐待の防止等に関する法律の施行に関する事。

四 児童に関する各般の問題に係る家庭その他からの相談に関する事。

五 児童及びその家庭に必要な調査並びにこれらに付随する必要な指導に関する事。

六 里親に関する事。

七 児童文化に関する事。

八 児童及びその家庭の医学的、心理学的、教育的、社会的及び精神衛生上の判定並びにこれらに付随する必要な指導に関する事。

九 児童の精神衛生知識の啓発に関する事。

十 児童福祉思想の普及啓発に関する事。

十一 関係機関及び民間団体との連携の推進に関する事。

十二 児童相談所及び関係機関の職員の資質の向上に関する事。

十三 その他児童相談等に関する企画及び調査に関する事。

十四 庶務に関する事。

十五 財務会計に関する事。

2 福岡県福岡児童相談所の各課及び各係ごとの所掌事務は、次のとおりとする。

一 相談第一課

イ 企画指導係

(1) 前項第十号から第十五号までに規定する事務

ロ 相談係

(1) 前項第一号から第七号までに規定する事務であつて所長の指定する区域に係るものに関する事(前項第二号に規定する事務のうち、他課に属するものを除く。)

二 相談第二課

イ 前項第一号から第七号までに規定する事務であつて所長の指定する区域に係るものに関する事(前項第二号に規定する事務のうち、他課に属するものを除く。)

三 判定課

イ 前項第二号に規定する事務のうち、個人知能検査及び診断に関する事。

ロ 前項第八号及び第九号に規定する事務

四 保護課

イ 児童の一時保護に関する事。

3 福岡県久留米児童相談所の各課及び各係ごとの所掌事務は、次のとおりとする。

一 相談第一課

イ 相談第一係

(1) 第一項第一号から第九号までに規定する事務であつて所長の指定する区域に係るものに関する事。

(2) 第一項第十号から第十五号までに規定する事務

ロ 相談第二係

(1) 第一項第一号から第九号までに規定する事務であつて所長の指定する区域に係るものに関する事。

二 相談第二課

イ 第一項第一号から第九号までに規定する事務であつて所長の指定する区域に係るものに関する事。

三 保護課

イ 前項第四号に規定する事務

4 福岡県田川児童相談所及び福岡県大牟田児童相談所の各課ごとの所掌事務は、次のとおりとする。

一 相談第一課

イ 第一項第一号から第九号までに規定する事務であつて所長の指定する区域に係るものに関する事。

ロ 第一項第十号から第十五号までに規定する事務

二 相談第二課

イ 第一項第一号から第九号までに規定する事務であつて所長の指定する区域に係るものに関する事。

三 保護課

イ 第二項第四号に規定する事務

5 福岡県宗像児童相談所の各課ごとの所掌事務は、次のとおりとする。

一 相談第一課

イ 第一項第一号から第九号までに規定する事務であつて所長の指定する区域に係るものに関する事。

ロ 第一項第十号から第十五号までに規定する事務

二 相談第二課

イ 第一項第一号から第九号までに規定する事務であつて所長の指定する区域に係るものに関する事。

「第四款 労働福祉事務所」を「第四款 労働者支援事務所」に改める。

第百八条中「福岡県労働福祉事務所設置条例」を「福岡県労働者支援事務所設置条例」に、「労働福祉事務所の」を「労働者支援事務所の」に改め、同条の表中「福岡県福岡労働福祉事務所」を「福岡県福岡労働者支援事務所」に、「福岡県筑後労働福祉事務所」を「福岡県筑後労働者支援事務所」に、「福岡県筑豊労働福祉事務所」を「福岡県筑豊労働者支援事務所」に改める。

第百九条第一項中「労働福祉事務所」を「労働者支援事務所」に改め、同条第二項中「労働福祉事務所」を「労働者支援事務所」に、「労働福祉主幹」を「労働主幹」に改める。

第百十条中「労働福祉事務所」を「労働者支援事務所」に改め、同条第二号中「調査」を「情報収集」に改め、同条中第六号を削り、第七号を第六号とし、第八号から第十号までを一号ずつ繰り上げる。

「第一款 商工事務所」を「第一款 中小企業振興事務所」に改める。

第百三十八条中「福岡県商工事務所設置条例」を「福岡県中小企業振興事務所設置条例」に、「商工事務所の」を「中小企業振興事務所の」に改め、同条の表中「福岡県福岡商工事務所」を「福岡県福岡中小企業振興事務所」に、「福岡県久留米商工事務所」

を「福岡県久留米中小企業振興事務所」に、「福岡県北九州商工事務所」を「福岡県北九州中小企業振興事務所」に、「福岡県飯塚商工事務所」を「福岡県飯塚中小企業振興事務所」に改める。

第百三十九条中「商工事務所」を「中小企業振興事務所」に改め、「及び次長」を削り、同条に次の一項を加える。

2 前項に規定するもののほか、中小企業振興事務所のうち、知事が特に必要と認める所に地域経済主幹を置く。

第百四十条中「商工事務所」を「中小企業振興事務所」に改め、同条中第一号及び第二号を削り、第三号を第一号とし、第四号から第八号までを二号ずつ繰り上げ、第九号を削り、第十号を第七号とし、第十一号から第二十二号までを三号ずつ繰り上げ、第九号の次に次の一号を加える。

二十 中小企業の振興に関する事。

第百四十条中第二十三号を第二十一号とし、第二十四号から第二十八号までを二号ずつ繰り上げる。

第百六十条の二の二第二項中「児童相談所の係を有しない課及び各支所」を「京築児童相談所及び京築児童相談所を除く児童相談所の係を有しない課」に、「労働福祉事務所」を「労働者支援事務所」に、「商工事務所」を「中小企業振興事務所」に改める。

附則

(施行期日)

1 この規則は、平成二十一年五月一日から施行する。ただし、第六十条第二号の改正規定は、平成二十一年六月四日から施行する。

(福岡県小売商業調整特別措置法施行細則の一部改正)

2 福岡県小売商業調整特別措置法施行細則(昭和三十四年福岡県規則第四十八号)の一部を次のように改正する。

第五条中「商工事務所長」を「中小企業振興事務所長」に改める。

福岡県職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成二十一年四月二十四日

福岡県知事 麻生 渡

福岡県規則第二十七号

福岡県職員の仕事の設置に関する規則の一部を改正する規則

福岡県職員の仕事の設置に関する規則（昭和五十年福岡県規則第十八号）の一部を次のように改正する。

別表の二 出先機関の表中

|             |  |
|-------------|--|
| 28 労働福祉主幹   | 上司の命を受け、労働福祉の向上等に関する事務のうち複雑または困難なものを処理する。  |
| 28 労働主幹     | 上司の命を受け、労働相談及び就業支援に関する事務のうち複雑又は困難なものを処理する。 |
| 28の2 地域経済主幹 | 上司の命を受け、中小企業の振興に関する事務を処理する。                |

改める。

附則

この規則は、平成二十一年五月一日から施行する。

福岡県事務委任規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成二十一年四月二十四日

福岡県知事 麻生 渡

福岡県規則第二十八号

福岡県事務委任規則の一部を改正する規則

福岡県事務委任規則（昭和四十年福岡県規則第二十二号）の一部を次のように改正する。

第十一条の二第二項中

「福岡県バスポートセンター飯塚支所

福岡県中央児童相談所宗像支所

福岡県田川児童相談所京築支所

を

「福岡県バスポートセンター飯塚支所」に改める。

第二十条第五項第四号ヲを削り、同号ヲ中「施行規則」の上に「改正省令附則第十六条の規定によりなおその効力を有することとされる改正省令第一条の規定による改正前の」を加え、同号中ヲを力とし、ルの次に次のように加える。

ヲ 施行規則第十五条の四第二項及び薬事法施行規則等の一部を改正する省令（平成二十一年厚生労働省令第十号。以下この号において「改正省令」という。）附則第三十三条の規定に基づき、郵便等販売の届出を受領すること。

ワ 改正省令附則第四条の規定に基づき、薬局の管理者等の適当たり勤務時間数の届出を受領すること。

第四十条の見出し及び同条第一項中「商工事務所長」を「中小企業振興事務所長」に改め、同項第三号中「商工事務所」を「中小企業振興事務所」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「商工事務所長」を「中小企業振興事務所長」に改め、同項を同条第二項とする。

附則

この規則は、平成二十一年五月一日から施行する。ただし、第二十条第五項第四号の改正規定は、平成二十一年六月一日から施行する。

福岡県訓令第八号

本 出 先 機 関 庁

福 岡 県 警 察 本 部

福 岡 県 教 育 庁

福 岡 県 監 査 委 員 会 事 務 局

福 岡 県 人 事 委 員 会 事 務 局

福 岡 県 労 働 委 員 会 事 務 局

福 岡 県 議 会 事 務 局

福岡県事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十一年四月二十四日

福岡県知事 麻生 渡

福岡県事務決裁規程の一部を改正する訓令  
 福岡県事務決裁規程（昭和四十年三月福岡県訓令第五号）の一部を次のように改正する。

第七条の表知事部局の項中

| 児童相談所     |  |   |
|-----------|--|---|
| 支所長の決裁事項  | 副所長の決裁事項   | 所長の決裁事項   |
| 副長        | 支所の所掌事務については支所長、その他の事務については主務係の係長（係長を置かない課にあつては、所長が指定する職員）                                     | 支所の所掌事務については支所長、その他の事務については主務課の課長（副所長を置かない所にあつては、支所の所掌事務については副長、その他の事務については主務係の係長又は主務課の副長（係長及び副長を置かない課にあつては、所長が指定する職員）） |
| 所長が指定する職員 | 主務課の課長（副所長を置かない所（京築児童相談所を除く。）にあつては、主務係の係長又は主務課の副長（係長及び副長を置かない課にあつては、所長が指定する職員）、京築児童相談所にあつては副長） | 主務課の課長（副所長を置かない所（京築児童相談所を除く。）にあつては、主務係の係長又は主務課の副長（係長及び副長を置かない課にあつては、所長が指定する職員）、京築児童相談所にあつては副長）                          |

を  
に

改める。

「福岡県バスポートセンター飯塚支所」  
 第二十一条の二第二項中 福岡県中央児童相談所宗像支所 を  
 福岡県田川児童相談所京築支所  
 「福岡県バスポートセンター飯塚支所」に改め、同条第三項中、「児童相談所」を削る

第二十二條第二項第二号及び第二十三條第三項第二号中「福岡県中央児童相談所」を「福岡県福岡児童相談所」に改める。

附則

この訓令は、平成二十一年五月一日から施行する。

福岡県訓令第九号

福岡県教育委員会訓令第二号

本 庁

福岡県土地利用調整会議運営規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十一年四月二十四日

福岡県知事 麻 生 渡

福岡県教育委員会

福岡県土地利用調整会議運営規程の一部を改正する訓令

福岡県土地利用調整会議運営規程（昭和五十年十一月 福岡県訓令第九号）

福岡県教育委員会訓令第一号

の一部を次のように改正する。

第五条第五項中「広域地域振興課長」を「総合政策課長」に改める。

第七条中「広域地域振興課」を「総合政策課」に改める。

附則

この訓令は公布の日から施行する。